

平成 29 年 5 月 23 日一部改正

平成 28 年 9 月 6 日制定

名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部長決定

名古屋大学発ベンチャー称号授与規程第 4 条（審査委員会）第 2 項に関して、審査委員会における審査項目を以下のとおり定める。

（審査項目）

1. 規程第 3 条（申請資格）第 1 号に関しては、本学の知的財産権を活用した契約手続きが行われているか又は行われる予定があるか。
2. 規程第 3 条（申請資格）第 2 号に関しては、本学で得られた研究成果であるか。
3. 規程第 3 条（申請資格）第 3 号に関しては、在籍期間が内規で定められたとおりであるか。
4. 名古屋大学学生発ベンチャーに関しては、設立後原則 1 年以上経過しているか又は相当の事業実績があるか。
5. 兼業手続きなど必要な手続きを行っているか。（共通）
6. 事業実績が十分にあるか又はその見込みが十分に期待できるか。（共通）

（以下参考）

名古屋大学発ベンチャー称号授与規程

（申請資格）

第3条 称号の授与を申請できる企業は、新たな技術又はビジネス手法を基に起業した企業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 本学又は本学の役員、職員若しくは学生が所有する知的財産権（名古屋大学職務発明規程（平成16年度規程第95号）第2条第6号に規定する知的財産権をいう。）を活用していること。

二 本学で得られた研究成果等を活用していること。

三 本学の役員、職員又は学生（過去に役員、職員又は学生であった者を含む。）のうち、別に定める者が、設立者であること又は設立に深く関与していること。

2 前項の規定にかかわらず、総長が前項の規定に準ずる資格を有すると認めた企業は、称号の授与を申請できるものとする。

3 前 2 項の申請資格に必要な事項は、別に定める。

名古屋大学発ベンチャー称号の授与に関する内規

（申請資格）

第 2 条 規程第 3 条第 1 項第 3 号の「別に定める者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 役員又は職員のうち、本学に 6 年以上在職している者

二 過去に役員又は職員であった者のうち、本学に 6 年以上在職しており、かつ、退職から称号授与に係る企業の設立までの期間が 1 年以内の者

三 学生のうち、本学に 2 年以上在学している者

四 過去に学生であった者のうち、本学に 2 年以上在学しており、かつ、卒業等から称号授与に係る企業の設立までの期間が 1 年以内の者

2 前項の年限は、本学に多大な功績があり、本学との関与が十分にあると名古屋大学発ベンチャー審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が判断した場合は、この限りではない。

(選考について)

入居者の選考は以下の点を基本的観点とし、事業の優位性、事業の市場価値、事業化・製品化の妥当性などを総合的に勘案して判断されます。

**【ベンチャー企業の場合】**

- (1) ベンチャー企業としての事業成功の見込みが高く、本学シーズによる社会貢献を促進すること
- (2) 入居により、本学教員との協業や、本学学術研究・産学官連携推進本部との連携の効果が期待できること
- (3) ベンチャー企業が反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反しないこと

**【ベンチャー起業を準備する教員・学生の場合】**

- (1) 適切に起業準備されており、起業の見通しに期待できること
- (2) 起業が予定されるベンチャー企業の事業成功の見込みがあり、本学シーズによる社会貢献が期待できること
- (3) ベンチャー起業準備の活動が、本学における教育研究と抵触しないこと

(HP より抜粋)

(以下参考)

名古屋大学インキュベーション施設規程

(使用資格等)

第5条 プロジェクト開発室の使用を申請できる使用責任者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学のシーズを活用して起業したベンチャー企業又は本学の研究成果を活用し、若しくは活用予定であるベンチャー企業（以下「本学関連ベンチャー企業」という。）で、設立後3年以内のものに所属する者
- 二 本学関連ベンチャー企業の設立を準備するため、顕在化したシーズの深掘り、プロトタイプ製作、マーケティングの実施、事業計画書の作成その他具体的な業務を行う本学の大学教員又は学生
- 三 その他管理責任者が適当と認められた者

学術研究・産学官連携推進本部長決定

名古屋大学インキュベーション施設規程第5条1号及び2号に該当しないベンチャー企業の取扱に関して、規程第5条3号に定める「その他管理責任者が適当と認められた者」として、本学の関係者（学生、卒業生、教職員）が設立等に関与したベンチャー企業の場合、設立から3年以内であり、かつ、以下の1～6いずれかを満たしているものに使用資格があるものとする。

1. 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会員のVC又はVCが創設したファンドから投資を受けている。
2. 日本政策金融公庫から融資を受けている。
3. 金融関係機関（銀行、VC、事業会社等）の審査・評価（個人の借入れではなく、会社の事業計画を評価されたものに限る。）を受け、投資又は融資（500万円以上）を受けている。
4. 年間売上（直近）が、1000万円以上である。
5. 資本金が、1000万円以上である。
6. 1～5のいずれかが確実に見込まれている。

なお、上記は使用資格を認めたものであり、インキュベーション施設利用に当たっては、規程第5条1号及び2号と同様の審査手続きが必要である。